写

８消安第4781号
令和８年11月11日

都道府県家畜衛生主務部長　殿

農林水産省消費・安全局
動　物　衛　生　課　長

ランピースキン病を疑う牛の早期通報について

国内におけるランピースキン病については、本年11月１日に福岡県において、約２年ぶりとなる疑似患畜が確認されて以降、同事例を含め九州地方において計６例が確認されており、また韓国においても本年７月の再発以降、本日時点で332件の発生が認められている状況です。

これまでに国内で確認されている発生事例における本病の特徴的な臨床症状として、食欲減退、発熱、歩様異状、皮膚の結節、泌乳量の低下等があり、「国内におけるランピースキン病の発生について」（令和８年11月２日付け８消安第4634号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）でお知らせしたとおり、獣医師等の適切な対応によって感染牛の早期摘発に繋がった事例がある一方で、発生事例の中には症状がある程度経過してから通報に至った事例も見られています。本病のまん延防止には、発生農場において発症牛を早期に摘発し、早期に対応を開始することが非常に重要であり、そのうえで疑似患畜の殺処分、同居牛へのワクチン接種、殺虫剤及びIGR剤を用いた媒介昆虫対策等を複合的に遅滞なく行うことが求められます。

これらを踏まえ、貴管下の牛飼養農場及び牛を診療する獣医師に対して、疑わしい症状を発見した際及び過去１ヶ月程度に疑い症状を認めたことがある場合には、すぐに家畜保健衛生所に通報することについて、御指導をお願いします。また、都道府県においては、通報があった場合のまん延防止対策に万全を期すようお願いします